

す）

〔「法学新報」第32巻9（369）号 大正11年9月1日〕

漫 録

○花井博士著「刑法俗論」の後に書す

弁護士 中島松次郎

刑典一卷を携へて。天下を馳驅し。朝に北海の雪を踏み。暮に韓城の月に宿し。以て能く人の冤枉を申へ。以て能く人の桎梏を解き。栖栖として席煖まるに違あらざるもの。世に其人あるか。余惟花井士毅に於て之れを見る。刑法仁愛の説を持して。朝野を翱翔し。或は言論の巷に叫び。或は立法の議に参し。以て法律の精神を發揮し。以て中正の法案を造為し。孜孜として寢食を安ぜざるもの。世に其人あるか。余亦惟士毅に於て之れを見る。吾友花井士毅。弁護士として。立法家として。盛名当世に赫赫たり。人之れを以て其学識弁才の致す所と為す。嗚呼是れ皮相の見のみ。士毅豈に学識弁才の人たるに止らんや。余士毅と親交。二十余年。聊か其人と為りを悉すを得たり。士毅の

祖父を宇都宮士龍先生と曰ふ。化政の間。儒学を以て備後に著る。士毅名家の裔を以て。少少法律学に志す。家貧にして学資給せず。艱苦百端名状すべからず。年甫めて二十。乃ち克く業を卒へて。弁護士に籍す。爾後益々研鑽講究。書を読み。則ち之れを事相に照し。事相を覩ては則ち之れを書に徴し。蘊蓄涵養遂に斯学の泰斗と称せらる。士毅既に具に艱苦を嘗む。故に平生人を憐むこと頗る深く。罪を犯すと雖も。其行を改むれば之れを容れ法に坐すと雖も。其罪にあらざれば之れを棄てず。最も交誼に厚く友の急を見る。己れ自ら急に遭ふが如く。友の喪を哭する。骨肉を哭するが如し。故に其遺孤寡婦にして。士毅に依るもの尠からず。是れ豈に学識弁才の能する所ならんや。士毅夙に経世済民の志を懐き。竊に刑典猶未だ整はず。審判亦当を失するものあるを歎じ。慨然として自ら期する所あり。是に於て先づ刑法専門を標榜し。一意弁護に従事す。熱血の迸る所。人心に感孚し。声名大に揚る。幾もなく衆議院議員に選ばれ。博弁宏辞。常に議場を圧し。人をして風采を想望せしむ。尋で法律取調委員に挙げられ。刑典起稿の任に當る。爾来或は法制審議会委員と為り。或は法律調査会委員と為り。或は陸海軍立法委員と為り。以て立法起草に従事す。刑法、刑法施行法、監獄法、少年法、陪審法、刑事訴訟法、陸軍軍法会議法、海軍軍法会議法の如き。最も心力を竭せし所と云ふ。士毅の法典立案に参するや。専ら意を道義の尊重と。人權の擁護とに致し。縦横委備。之れを古今に質し。之れを人情に原ね。其論必ず深徹に造らざれば已まず。故に其言行はれた

るもの甚だ多し。聞く。淳風美俗の維持を鞏固にし。人身自由の保全を厳明にし。上告審に於て科刑の輕重を審判し。軍法會議に弁護及び上訴の制を設け。其審判の公開を創むるに至りたるが如き。率ね士毅の首唱に係ると。之れが為め天下洪福を享くるもの。果して幾何ぞ。士毅既に刑法の大家たり。是れを以て弁護を託するもの益々多く。苟も公訴を受けたるものは地の遠近を問はず。識不識を論ぜず。士毅の一言を得て其の運命を決せんとするに至れり。亦固より其所也。士毅の弁護に従事するや。周詳事相を査検し。覃思之れを法に考へ。曰く。是れ冤獄也。争はざるべからずと。其因りて來れる所以を明にし。然る後滔々數千万言幽を闡らき玄を鉤し。辭氣軒昂。當るべからず。忽ちにして驟雨一過。明月碧天に中するの趣を生じ。有司をして善と稱し。無罪を宣せしむ。曰く。是れ薄罪也。救はざるべからずと。其ここに至れる所以を審にし。然る後これを説く。俯仰低徊。声淚俱に下る。忽ちにして陰雲暗澹。淒涼の氣廷に盈ち。有司をして惻隱の心勝へ難く其刑を輕からしむ。斯の如くにして天下其禍を免れ。其難を緩ふせしもの。勝げて數ふべからず。蓋し士毅一生の志業は實に立法と弁護とに在り。故に衆議院議員たること前後二十余年。法典立案の事に従ふこと十有七年。弁護士たること三十有三年。其間造次にも必ず是れに於てし。顛沛にも必ず是に於てし。遂に憂勞屢々神身を損傷す。偶々人の諫むるものあれば乃ち曰く。吾をして是の事なからしめんか。憂更に甚しきものあらんと。嗚呼士毅の盛名を博し。今日ある所以のもの。固より其學識弁才の卓絶に由ると

雖も抑々亦至誠人を愛し。世を憂ふるの心。之れが素をなすにあらざるなきか。然れども曩時自ら難苦を嘗むるにあらざれば。安ぞ能くここに至らん。惟夫れ自ら艱苦を嘗む。故に己れを推して人に及ぼすの情益々厚し。惟夫れ己れを推して人に及ぼすの情益々厚し。故に其の愛益々博く其の憂益々深し。其の愛既に益々博く。其の憂既に益々深し。則ち事皆至誠に出でざるはなし。亦何の成らざる所ぞ。士毅たる所以。實にここに存す。士毅の言に曰く。刑法は仁愛を以て旨とし。忍びざるの心を以て心と為す。曰く。刑法は人を活かすもの也。人を殺すものにあらず。刑法は人を救ふもの也。人を陥るものにあらず。曰く。孟子の所謂以生道殺民者は。刑法の生命也と。是れ豈に拘學深文の徒の語ならんや。蓋し泰西の文物制度。東漸せしより。東邦の學問。漸く其の光輝を滅じ。法律家の如きに至りては。殆ど西説に心酔し。又東邦忠恕の道あるを顧みず。士毅は則ち西説を経とし。東道を緯とし。之れを折するに理と情とを以てす。故に其言物あり人を愛し世を憂ふるの心遠し。又儒家の後たるに背かずと謂ふべし。抑余士毅に感ずる所あり。今の世士君子と稱するもの。概ね皆閑を倫み。或は寒を温泉に逃れ。或は暑を幽林に銷し。逸樂以て事とし相率ゐて俗を為す。士毅素風流韻事を嗜み。時に或は歌詩を作り。自ら娛むと雖も。日月の回らざるを惜み。又世風を趁はず。只歳首の公暇。箱根に遊ぶを以て例と為す。然れども其間纔に四五日のみ。而かも尚ほ兀兀として簿書を検し法典を翻し。溪声雲影の耳目に逼るを知らざるに似たり。蓋し其の力行天資に出づ。士

毅常に匆忙。多くは客路にありと雖も。好んで述作に従事す。是を以て其著書尠からず。刑法俗論は。士毅の講演を集録せるものにして。十有余年前。初めて之れを刊行し。第三版後其版を絶つ。人或は其の続刊を促すものあれば。士毅乃ち斥けて曰く。酔中の旧夢。何ぞ尋るを須んと。余曰く。酔中も鼻を以て飲まず。夢中も趾を以て捉らず。今重ねて之を刊する。亦何ぞ不可ならんと。士毅笑て答へず。而して第四版乃ち成る。余是に於て士毅の人と為りを略述し。以て巻後に書す。古人曰く。其書を読みて其人を想ふは。其人を知りて其書を読むに如かずと。余の微意。亦ここに存すと云爾。

大正十一年四月十二日東台山下の不容樓に書す時に早桜は已に謝し晚桜猶未だ開かず。会々国賓英国皇太子殿下入京したまひ満城の風物頓に光輝を添ふ。